

V その他

1 本社機能の移転・拡充に対する支援

本社機能の移転や拡充を行う事業者が、県から「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けることにより、課税等の特例の支援を受けられます。

(1) 支援内容

- ① 中小企業基盤整備機構による債務保証
保証限度額 15 億円
- ② 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例
特別償却又は税額控除の選択
- ③ 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例
増加雇用数に応じて税額控除

(2) 主な認定要件

- ・事務所や研究所、研修所など本社機能を有する施設の移転・整備を行うこと
- ・増加させる常時雇用する従業員が5人（中小企業者は2人）以上であること
- ・施設整備に係る計画期間が県の地域再生計画の計画期間であること
- ・風俗営業等に該当する事業の事業者でないこと

詳細は下記HPをご確認の上、お気軽にお問い合わせください。

本社機能の移転・拡充に対する支援のお知らせ

<http://cms.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/chiiikisaisei.html>

【担当窓口】 県商工労働部 商工政策課 企画調整グループ
TEL 017-734-9366 FAX 017-734-8106
県商工労働部 産業立地推進課 立地推進グループ
TEL 017-734-9381 FAX 017-734-8109

2 創業・起業支援推進力強化事業

体験・共感型の意識醸成や地域拠点のプラットフォーム機能強化に取り組み、魅力あふれる多様な仕事づくりを推進します。また、青森県型地域共生社会の実現を見据えたソーシャルビジネス起業モデルの普及啓発や、モノづくり分野での起業気運の醸成に取り組みます。

(1) 体験・共感型意識醸成事業

- ① 若者・女性テストマーケティング
支援拠点の利用者・輩出創業者を出展対象とした、テストマーケティングフェアを開催します。
- ② シニア層に対する起業意識啓発セミナー
シニア層を対象とした意識啓発セミナーを開催します。
- ③ U I J ターン創業PR
事例集の作成、首都圏イベントへのUターン創業者派遣等を行います。
- ④ 起業家座談会及び合同支援制度説明会
域内起業家による事例発表及び関係機関合同説明会を開催します。

(2) 支援プラットフォーム機能強化事業

- ① 民間事業者メンターの顕在化
創業支援に前向きな事業者の情報発信や、先輩起業家ツアー・交流会を実施します。
- ② 地域インキュベーション体制の確立
公益財団法人21あおもり産業総合支援センター等のインキュベーション・マネジャーが県内外で相談対応を行うと共に、次世代専門家の養成を実施します。

(3) 地域共生社会対応起業モデル普及啓発事業

- ① 生活産業ビジネス起業モデルの普及啓発セミナー
創業希望者等を対象とし、生活産業ビジネス起業モデルの普及啓発セミナーを開催します。

(4) モノづくり起業 気運醸成事業

- ① モノづくり分野における起業シーズのリーフレットを作成します。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

3 起業家育成研修事業

創業支援拠点を設置している市等と連携し、県内において創業・起業に興味・関心のある方や検討している方を対象に、起業準備やビジネスプラン作成方法等を内容とした研修を開催します。

- (1) 内 容 起業に関する基礎知識や起業事例紹介
- (2) 場 所 県内5カ所（黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市及びむつ市等で予定）
- (3) 日 程 5月～募集開始／5～12月 研修実施

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

4 事業承継税制及び金融支援の認定

平成29年4月1日から都道府県が事業承継税制・金融支援の申請及び認定の窓口になりました。

※事業承継税制 後継者が、非上場の株式等を相続や贈与により取得した場合、相続税・贈与税の納税が猶予・免除される制度。

※金融支援 株式、事業用資産の取得など、経営の承継に伴い必要となる資金を調達する際に適用される、信用保険法の特例（信用保証枠の拡大）及び株式会社日本政策金融公庫の特例（低利融資）

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

5 中小企業等事業承継促進強化事業

円滑な事業承継へ向け、国の支援事業と連携しながら、経営者に対して早期取組の必要性などの気付きを与える事業承継診断を促すとともに、支援機関へのサポートを強化し、事業承継を促進します。

- (1) 事業承継診断の促進
 - 対象者 製造業や卸売・小売業（従業員数が21人以上～300人未満）の経営者
 - 内 容 事業承継の取組をPRし、事業承継診断を早期に受診するよう促します。
- (2) 支援機関のサポート・支援ニーズの顕在化
 - 対象者 事業承継診断の実施機関
 - 内 容 事業承継の支援ニーズを顕在化させるため専門家派遣を実施します。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

6 レッツBuy あおもり新商品認定事業

新商品開発や新事業創出に積極的に取り組む県内中小企業者等が開発し製造する新商品を県が認定し、レッツBuy あおもり新商品としてPR等に努めることや、当該商品を随意契約により購入することで、新商品開発や販路拡大を支援します。

(1) 申請者の要件

次のいずれかに該当し、新商品を開発し製造する方

- ・ 県内に本店又は主たる事務所を有する者
- ・ 県内に工場又は事業場を有する者
- ・ 県内に住所を有する個人

(2) 対象商品

- ・ 概ね5年以内に開発されたものとし、新規性、有益性、実現性等に照らして審査会で認定されます。
- ・ 医薬品、食品は対象外です。

(3) 支援策

- ・ 21 あおもり産業総合支援センターによる首都圏販路開拓支援
- ・ 報道機関への情報提供やホームページにおける商品の紹介
- ・ トライアル発注全国ネットワークを通じた情報発信
- ・ 民間企業とのビジネスマッチング
- ・ 首都圏等での展示会への出展等への推薦

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 経営支援グループ
TEL 017-734-9373 FAX 017-734-8107

7 海外連携型ものづくりイノベーション創出事業

グローバルな視野による県内企業のイノベーションの創出や競争力強化を図るため、セミナーの開催、技術連携可能性に向けた調査、台湾企業等との交流機会の提供等を行います。

(1) 台湾との技術連携支援事業

① 技術連携入門セミナー

内容：台湾における工業製品研究や工業技術の現状、ニーズの実態や台湾企業と日本企業との連携先進事例の紹介等

講師：台湾の専門機関、ジェトロ本部等

② 技術連携可能性調査

台湾の専門機関等を招聘し、県内企業を訪問し、技術連携の可能性調査を行います。

(2) 台湾とのネットワーク構築事業

県内企業の経営者や中核的人材を台湾に派遣し、台湾との連携による新たな事業展開や技術開発の促進に向けたネットワーク形成を図ります。

内容：現地の工場の訪問調査・情報交換、現地企業人との人脈形成等

手法：県内の誘致企業関連の海外現地法人、台湾経済団体・専門機関等の協力を得て実施

(3) 情報関連産業ネットワーク構築事業

県内の情報関連企業を台湾に派遣し、今後の情報関連ビジネスの創出に向けたネットワークの構築を行います。

内容：現地業界団体との意見交換会の開催、情報関連企業訪問マッチング

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ものづくり技術振興グループ
TEL 017-734-9379 FAX 017-734-8115
" 情報産業振興グループ
TEL 017-734-9418 FAX 017-734-8115

8 あおもりイノベーション事業化促進事業（認知度向上支援）

独自の技術・ノウハウ等を有し、今後市場への展開が有望な県内企業の成長を支援するため、県内外の展示会出展支援等による認知度の向上やマッチング機会の提供等を行います。

- (1) 首都圏等で開催される展示会への出展。
- (2) 県内で東北の企業・大学・公設試等を含めた広域での展示会、技術マッチングを開催。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ものづくり技術振興グループ
TEL 017-734-9379 FAX 017-734-8115

9 医療産業技術人材の育成（医療MOT）

医療産業技術人材育成のための医療機器開発MOT（技術経営）講座を実施します。

内 容：医療機器開発に向けた医療現場ニーズの提供等
主な対象：医療機器分野への参入を目指す県内中小企業等

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

10 あおもりヘルシーライフフードプロモーション推進事業

健康寿命の延伸に向け、手軽に健康的な食事ができる食環境整備を図るため、県産食材を材料としたヘルシーライフフードの商品開発・販売を行う県内企業を支援します。

- (1) 対象者 県内食品加工事業者等（3社程度）
- (2) 開催期間 2019年8月～2020年2月（予定）
- (3) 募集期間 2019年8月中（予定）

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

11 新産業海外展開推進事業

台湾を中心に海外をターゲットとしたグローバルな視野に基づく県内産業の振興のため、プロテオグリカン「あおりPG」の販路開拓・拡大に向けた輸出支援や現地プロモーション、海外展開に向けた知財活用への支援を行います。

(1) あおりPG台湾展開支援事業

① 越境EC・現地商談マッチング支援

内容：台湾の輸出支援者による台湾企業との商談マッチング支援

② 台湾プロモーション

内容：知事による現地プロモーション、SNS等によるあおりPG情報発信

(2) 知財活用海外展開プロデュース事業

① 海外進出準備セミナー

内容：海外進出の際に必要となる海外の動向や商慣習等の情報提供や、進出前に確認すべき知的財産のポイントや活用方法の周知

② 海外特許流通アドバイス

内容：(一社)青森県発明協会に配置する知財専門家による海外展開のためのアドバイス支援

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115
〃 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

12 ITテレワーカー流入推進事業

場所や時間にとらわれずに働くことのできるテレワークに着目し、県内外企業による協業やITテレワーカーの流入を推進し、県情報産業のさらなる発展を実現します。

(1) ITテレワーカー交流事業

テレワークの魅力セミナー、女性のためのテレワーク人財創出セミナー、テレワーカー等との地域交流会の開催

(2) テレワーカー情報発信事業

IT企業へのサテライトオフィス設置の優位性情報発信の実施

(3) 未来のIT従事者創出事業

人財確保のためのUIJターン潜在者調査の実施、IT企業による新卒者受け入れのための人財育成

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 情報産業振興グループ
TEL 017-734-9418 FAX 017-734-8115
県商工労働部 産業立地推進課 立地推進グループ
TEL 017-734-9381 FAX 017-734-8109

13 「超スマート社会」ビジネス創出実証事業

青森県への定着が見込まれるデータ利活用ビジネス及びシェアリングビジネスに特化した実証を行い、新たな付加価値の創造や地域課題の解決に繋げ、「超スマート社会」に対応するビジネスを創出します。

- (1) データ利活用ビジネス創出事業
データ利活用ビジネスセミナーの開催、データ利活用ビジネス中核人財の育成プログラムの実施、データ利活用ビジネス実証事業の実施
- (2) シェアリングビジネス創出事業
シェアリングエコノミー先進事例セミナーの開催、シェアリング資産発掘・活用 ワークショップの開催、あおり型シェアリングビジネスモデル実証事業の実施

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 情報産業振興グループ
TEL 017-734-9418 FAX 017-734-8115

14 AI・IoT関連産業創出事業

市場拡大が見込まれ、かつ県内企業のニーズが高いAIを活用したビジネス創出に取り組むとともに、IoT・ドローンを活用した新ビジネス創出をさらに推し進め、青森発の新産業創出を図ります。

- (1) AI活用ビジネス導入支援事業
AI活用ビジネス事例紹介セミナーの開催、AI活用ビジネス研修の実施
- (2) IoT・ドローンビジネス推進事業
IoT推進ラボの運営、ビジネスフォーラム等の開催、連携型IoTビジネス実証事業の実施、県内中小企業等に対するIoT導入・技術支援、展示会への出展
- (3) 高度IoT人材育成事業
サイバーセキュリティ人材育成研修の実施、次世代IT人材発掘・育成研修の実施

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 情報産業振興グループ
TEL 017-734-9418 FAX 017-734-8115

15 知財活用人材育成強化推進事業（知財総合講座）

中小企業等の知的財産を扱う人材育成の強化を図るため、知的財産権制度の基礎知識から活用方法まで習得できる知財総合講座を開設します。

- (1) 対象者 中小企業などの実務担当者等
- (2) 開催時期 7月下旬～10月中旬（各月1回程度）
- (3) 開催場所 県内3か所で実施予定
- (4) 募集期間 5月上旬～7月中旬（予定）

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

16 知財活用人材育成強化推進事業（知財応用講座）

中小企業等の方々を対象に、実用的な特許や商標等の出願書類作成等について学ぶための講座を開設します。

- (1) 対象者 中小企業などの実務担当者
- (2) 開催時期 7月中旬～12月上旬
- (3) 開催場所 出願チャレンジ講座（特許・実用新案コース）：県内2か所で実施予定（各6回）
出願チャレンジ講座（意匠・商標コース）：県内3か所で実施予定（各2回）
- (4) 募集期間 5月上旬～各コース初回開催日の約一週間前まで（予定）

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

17 知財マッチングイベントの開催

特許流通の啓発と県内中小企業者のニーズに合わせた県内外の開放特許シーズの情報提供及びマッチングを行うため未利用特許や開放特許の活用を促進して新事業を創出するための知財マッチングイベントを県内で開催します。

- (1) 開催時期 9月以降(予定)
- (2) 事業内容
 - ① 知的財産ビジネスセミナー
特許流通ビジネスの最新の動きや事例、他社の知財を活用するノウハウなどをテーマに、専門家によるセミナー開催を行う。
 - ② 開放特許等のシーズ紹介
開放特許を保有する県外の大手企業や試験研究機関等によるシーズ紹介を行い、県内中小企業等とのマッチングを支援する。
 - ③ 個別相談会
専門家による知的財産に関する課題解決などの支援を行う。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ(青森県知的財産支援センター内)
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

18 知財活用サロンの開催

中小企業の方々を対象に、特許等を活用した新事業の創出、自社の価値を高めるブランド戦略構築、地域資源を活かした地域ブランド構築等を支援する研修会を開催します。

- (1) 対象者 県内中小企業等(各会場10社程度)
- (2) 開催時期 6月～(予定)
- (3) 開催場所 県内3箇所で開催予定

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ(青森県知的財産支援センター内)
FAX 017-734-9417 FAX 017-734-8116

19 労働力人口確保に向けた生涯現役促進事業

県内企業に対し、高齢者の就労に向けたフォーラム及びセミナーを開催するとともに、人手不足が課題となっている業種を中心に高齢者の業務の切り出しやワークシェア導入の提案等を行い、さらに高齢者の雇用支援制度を周知するためのリーフレットを作成することにより、高齢者の就労を促進します。

- (1) 高齢者就労促進フォーラム及び高齢者活用セミナーの開催
県内企業に対し、高齢者の就労に向けた意識改革・機運醸成を図るためのフォーラムを開催するとともに、高齢者の採用や活躍促進のポイントについて紹介する高齢者活用セミナーを実施します。
- (2) 高齢者のための仕事開拓
企業を訪問し、企業の意向や可能性等についての調査を行い、高齢者雇用を促進するための業務の切り出しを行います。
- (3) 高齢者雇用優良企業事例集の作成
事業主に向けて、高齢者雇用の優良企業の事例及び支援制度を周知するための事例集を作成します。

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 就業支援グループ
TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117

20 「業務用食品」提案型セールス活動推進事業

県外の中食・外食業者等を対象とした本県ならではの業務用食品の提案型セールス活動を展開しながら、取引先のニーズを把握し、県内食品加工業者とのマッチングを支援します。

- (1) 県外中食・外食業者等への提案型セールス活動の展開
 - ① 業務用食品に精通したコンサルタントによる首都圏の中食・外食業者等の選定
 - ② 業者訪問を通じた業務用食品の提案と訪問先のニーズの把握
- (2) 県内食品加工業者への商品開発・マッチングの支援
 - ① コンサルタントによる「業務用食品」の開発・マッチング支援
 - ② 展示商談会への出展支援による新商品の販路拡大と既存商品のブラッシュアップ
 - ③ 県内関係者等への業務用食品開発等啓発に向けた普及・啓発セミナーの開催

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 食品産業振興グループ
TEL 017-734-9456 FAX 017-734-8158

21 トップブランド商品創出事業

本県ならではの食材を活用した本県を代表するトップブランド商品の創出に向けて、継続的に商品開発に取り組む意欲のある食品製造業者に対し、商品開発のコンセプトやターゲットの設定から試作品開発までの包括的な取組を支援します。

- (1) 対象者 県内食品製造業者
- (2) 内 容
 - ① 県内事業者へのヒアリング調査
商品開発や首都圏への販路開拓に意欲的な食品製造業者に対し、直近の販売状況や直面している問題・課題等をヒアリングし、動向を把握
 - ② 商品開発アドバイスの実施
食品製造業者を3事業者程度公募し、首都圏のマーケットに精通した専門家により、商品開発で重要となるコンセプト・ターゲットの設定や商品設計等について、事業者ごとの個別課題に応じたきめ細やかなアドバイスを実施
- (3) 募集方法
2019年5～6月に公募予定（総合販売戦略課のホームページに掲載）

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 ブランド推進グループ
TEL 017-734-9573 FAX 017-734-8158

22 企業の農業参入に対する支援

農業の多様な担い手を確保するため、企業等の農業参入を推進するとともに、既に農業参入している企業等の農業経営の安定に向けた取組を支援します。

- (1) 企業農業参入研修会の開催
開催時期 2019年12月（予定）
開催内容
 - ① 県内外の優良事例発表・講演等
先進的な農業参入企業や農業経営者、コンサルタント等の専門家による事例発表や講演を行います。
 - ② 関連施策の紹介
農業参入に役立つ関連施策（農地中間管理事業、農地基盤整備事業、6次産業化支援策等）について情報提供を行います。
 - ③ 個別相談会
専門家による農業参入に係る課題解決のための支援を行います。
- (2) 相談窓口の設置
構造政策課及び各地域県民局に相談窓口を設置し、農業参入に関心のある企業からの相談に随時対応しており、必要に応じ栽培技術や支援制度等について助言・指導を行います。

【担当窓口】 県農林水産部 構造政策課 農地活用促進グループ
TEL 017-734-9462 FAX 017-734-8136

23 東アジア観光連動型輸出拡大強化事業

県内企業の東アジアにおけるビジネス活動を促進するため、商談機会の提供や現地拠点を活用しての支援を行います。

・ビジネスネットワーク強化事業

中国政府を挙げて開催される国際輸入博覧会へ出展するとともに、これまでに構築した現地輸入業者とのネットワーク等を活用して、上海、台湾の優良企業を招聘し、県内企業との商談会、県産品の生産・製造現場の視察、本県の自然・食・歴史体験等を組み合わせたビジネスツアーを実施します。

・現地ビジネスマッチング・フォローアップ強化事業

現地の食品関連企業等とネットワークをもつ現地貿易関連企業と契約し、県内企業の商品に応じた現地企業の企業選定や商談マッチング等を実施します。

・物産と観光の連携によるPR強化事業

台湾において、新たな定期便の就航の好機を捉え、デパートにおける物産展等において、物産と観光が連携・連動したPRイベントを実施します。

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

24 韓国誘客対策強化事業

北東北三県及び北海道合同によるソウル事務所を活用して、韓国市場をターゲットした県内企業の販路開拓・拡大を支援します。

・バイヤー招請事業

県産品への理解を深めてもらうため、韓国からバイヤーを招請して、県内企業を訪問し、産地視察や個別商談等を行います。

・商談会開催事業

ソウル市内において、現地バイヤー等との商談会を開催します。

・販路開拓支援事業

韓国企業にサンプル品を提供するなどし、本県物産品のPRや韓国市場におけるニーズの把握を行います。

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

25 ものづくり中小企業海外ビジネス強化事業

工業製品の輸出拡大を図るため、アドバイザーによる可能性診断等の実施や商談機会の提供等により県内ものづくり企業の海外取引の拡大を支援します。

※「県内ものづくり企業」：県内で製造又は主たる加工がなされた工業製品（食料品、飲料・たばこ以外の製品）を製造・販売する企業

・ものづくり海外取引拡大アドバイザーの配置

企業訪問等により県内ものづくり企業の海外展開に関する可能性や課題等を調査するとともに、海外企業との商談支援を行います。

・台湾ものづくり企業の招請ビジネスツアー

関係構築を進めてきた台湾企業を本県に招請し、本県ものづくり中小企業の製造現場を視察することを通して取引の拡大を図ります。

・海外ものづくり企業との商談マッチング支援

海外でのマッチング商談会を開催し、商談機会の提供により海外取引の拡大を促進します。（開催国は台湾及びベトナム）

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

26 東南アジア有望市場輸出展開支援事業

県内企業の東南アジアへの輸出拡大を支援するため、商談機会の提供やビジネスパートナーの発掘、安定的な商流確立への支援を行います。

- (1) タイ販路拡大事業
 - ・ビジネスパートナーとして有望なタイ企業を本県に招請して生産現場視察、商談等を組み合わせたツアーを実施し、ビジネス関係の強化を図ります。
 - ・タイの高級日本食店等で青森県産品を利用したメニューを展開する青森フェアを開催し、県内企業の販路開拓・拡大を支援します。
- (2) シンガポール販路拡大事業
 - ・シンガポールのレストラン経営者、バイヤー等を対象に、青森県産品を利用したメニューの試食会と商談会を一体的に実施し、県内企業の販路開拓・拡大を支援します。
- (3) ベトナム販路拡大事業
 - ・ベトナムにビジネスネットワークを有する企業を通じて、現地情報の収集やビジネスマッチングを行い、県内企業の販路開拓・拡大を支援します。
 - ・ベトナムのレストラン経営者、バイヤー等を対象に、青森県産品を利用したメニューの試食会と商談会を一体的に実施し、県内企業の販路開拓・拡大を支援します。

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

27 先駆的海外ビジネス展開支援事業

経済のグローバル化やICTの急速な発展等に伴い国内外で活発化している、輸出以外の新たな海外ビジネス展開を支援します。

- (1) 海外ビジネス調査
 - ・海外向けスマートフォン等アプリの開発・販売、海外向けソフトウェアの開発・販売、越境ECサイトを活用した海外市場への販売など、海外ビジネスの現状、課題、今後の見通し等に関する調査を行います。
- (2) 海外ビジネスサポート
 - ・輸出以外の海外ビジネスに取り組んでいる、又は、今後取り組む意向のある企業に対し、専門家による継続的なアドバイスや商談支援のサポートを実施し、海外ビジネス展開を支援します。
- (3) 海外ビジネス展開セミナー
 - ・海外ビジネスの専門家を国内外から招請してセミナーを開催し、県内企業の海外ビジネス展開に関する機運醸成を図ります。

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

◎ 中小企業経営革新支援事業

青森県では、「中小企業等経営強化法」に基づき、経済的環境の変化に即応して中小企業が行う経営革新を支援することにより、中小企業の創意ある向上発展に資することを目的として「中小企業経営革新支援事業」を実施しています。

(1) 法律の適用 「中小企業等経営強化法」の適用を受けるのは、以下の中小企業者又は組合等です。

○製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	資本金3億円以下又は従業員300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	資本金3億円以下又は従業員900人以下
○卸売業	資本金1億円以下又は従業員100人以下
○サービス業（下記以外）	資本金5千万円以下又は従業員100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金3億円以下又は従業員300人以下
旅館業	資本金5千万円以下又は従業員200人以下
○小売業	資本金5千万円以下又は従業員50人以下

事業協同組合、協業組合、企業組合等の組合及び組合連合会も対象になります。

(2) 支援の受け方

手続きに従い、「経営革新計画」を作成し、青森県知事の承認を得る必要があります。計画期間は3年から5年です。

①経営革新計画の内容

承認の対象となる経営革新計画の内容としては、新たな取組みによって当該企業の事業活動の向上に大きく資するものであり、概ね以下の4種類に分類されます。

- ・ 新商品の開発又は生産
- ・ 新役務の開発又は提供
- ・ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ・ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

②経営革新計画の経営目標について

経営革新計画として承認されるためには、下記のア、イの基準のいずれにも適合することが必要です。

ア 付加価値額の向上

付加価値額又は1人当たりの付加価値額のいずれかについて、計画の最終年度までの伸び率が次の一定基準を超える伸びを示していることが必要です。

- ・ 3年間の計画の場合 9%以上
- ・ 4年間の計画の場合 12%以上
- ・ 5年間の計画の場合 15%以上

※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

一人当たりの付加価値額＝付加価値額／従業員数

イ 経常利益の向上

経常利益について、計画の最終年度までの伸び率が次の一定基準を超える伸びを示していることが必要です。

- ・ 3年間の計画の場合 3%以上 かつ黒字
- ・ 4年間の計画の場合 4%以上 かつ黒字
- ・ 5年間の計画の場合 5%以上 かつ黒字

※経常利益＝営業利益－営業外費用

(3) 支援策の概要

申請した経営革新計画が承認された場合、以下の支援措置が利用できます。

- ① 政府系金融機関による低利融資制度
- ② 「選ばれる青森」への挑戦資金（県の制度融資）
- ③ 中小企業信用保険法の特例（信用保証の特例措置）
- ④ 中小企業投資育成株式会社法の特例
- ⑤ 高度化融資制度
- ⑥ ベンチャーファンドからの投資
- ⑦ 特許関係料金減免制度
- ⑧ 販路開拓コーディネーター事業
- ⑨ 日本政策金融公庫法の特例（スタンドバイクレジット）
- ⑩ 貿易保険法の特例（※）

※海外展開による経営革新の場合のみ対象となります。

なお、支援措置については、承認をうけた後それぞれの支援機関等の審査が必要となります。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 経営支援グループ
TEL 017-734-9373 FAX 017-734-8107

◎ 中小企業者の経営相談フロー

